



関西大学 法学研究所
第148回特別研究会

絶対的な生命の保護 対 自己決定権

—自己答責的な自殺者に対する保障人の 不救助に関する連邦通常裁判所の新しい判決

ドイツ刑法は、自殺幫助を不可罰としているが、近年、業として自殺の幫助等を行った者を処罰する規定（217条）ができ、その当否につき争われている。他方で、自殺者が意識を喪失した後にその生命を救助しなかった主治医が不作為犯として処罰されるのかという点についての判例の立場は、これまでは解釈学的に明確ではなかった。本講演では、上述の医師の救助義務を否定した最近の判決（2019年7月3日連邦通常裁判所判決）と当判決が生命の保護および自己決定権という相剋する分野にもたらす意義について検討する。

講演

ヨハネス・カスパー Johannes KASPAR 氏
（アウグスブルク大学 教授） ※使用言語：ドイツ語

司会

飯島 暢
（関西大学法学部 教授）

翻訳・通訳

山中 友理
（関西大学政策創造学部 教授）

2019年

9月25日(水)

16:20～17:50

場所/
関西大学 千里山キャンパス
児島惟謙館 1階 第1会議室

聴講無料・申込不要

お問い合わせ先

関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680
吹田市山手町3-3-35
TEL : 06-6368-0329
FAX : 06-6339-7721
E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp